

防衛装備庁公示第28号  
平成29年 7月20日  
一部改正：防衛装備庁公示第48号  
平成29年10月 4日

インセンティブ契約制度の適用を受ける契約への新規参入の申し込みについて

支出負担行為担当官  
防衛装備庁長官  
鈴木良之

別添の対象契約一覧表に掲げる契約は、契約企業が防衛省のインセンティブ契約制度を利用し、原価改善によって調達価格を削減する活動に取り組んでいるものであり、次のア又はイのいずれかに該当することから、同種契約の継続的な受注を可能とすることによって契約企業の原価改善に対する一層の取組みを促す観点で、制度の適用を受ける期間の同種契約を随意契約によって契約することを予定しているものです。これらの契約に新規参入するのに必要となる要件を満たし、同契約への新規参入を希望される企業等がありましたら、入札及び契約心得（防衛装備庁公示第1号。27.10.1）第9.6.5項に従って、申し込みに必要な書類を提出先までご提出ください。

ア 対象となる契約の履行には特殊な技術又は設備等が不可欠であるため、契約担当官等が過去5年間において実施した当該契約と同一の装備品等又は役務の契約に係る入札、企画競争又は公募において、契約の相手方以外の者による応札又は応募がなく、かつ、契約担当官等による業態調査によっても、引き続き当該相手方以外の応札又は応募の見込みがないと認められるもの

イ 契約の相手方が、削減割合が20パーセントを超える原価改善によって、インセンティブ契約制度の適用期間に締結する契約を履行する約束をしたもの

添付書類：対象契約一覧表